

第1編 法人税法等に関する改正

I 減価償却又は税額の計算に関する改正

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔改正の内容〕

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除制度の税額控除割合が見直され、その下限が2%（改正前：6%）に引き下げられた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が2年延長されました（措法42の4①②一）。

具体的には、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除割合について、次の区分に応じそれぞれ次により計算した割合とされました。

（算式）

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハに掲げる場合を除きます。）

$$\text{税額控除割合（14\%を上限）} = 10.145\% + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 9.4\% \right] \times 0.35 \right\}$$

ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハに掲げる場合を除きます。）

$$\text{税額控除割合（2\%を下限）} = 10.145\% - \left\{ \left[\begin{array}{l} 9.4\% \\ \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} \right] \times 0.175 \right\}$$

ハ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合

$$\text{税額控除割合} = 8.5\%$$

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例について、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例に見直された上で、その適用期限が2年延長されました（措法42の4⑤一、⑥一）。

具体的には、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度の税額控除割合及び税額控除上限額については、次によることとされました。

（算式）

$$\text{イ 税額控除割合（17\%を上限）} = 12\% + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 9.4\% \right] \times 0.35 \right\}$$

$$\text{ロ 税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の25\%相当額} + \text{調整前法人税額の10\%相当額}$$

(3) 基準年度比売上金額減少割合が2%以上である場合の税額控除上限額の特例の創設

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の税額控除上限額について、次により計算した金額とする措置が追加されました（措法42の4③三、⑥三）。

（注） 本特例は、一般試験研究費の額に係る税額控除制度において、試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例（下記(5)）とは重複適用が可能ですが、研究開発を行う一定のベンチャー企業の税額控除上限額の特例（措法42の4③一）とは重複適用ができません。

また、本特例は、中小企業技術基盤強化税制において、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除上限額の特例（上記(2)ロ）又は試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例（下記(5)）との重複適用が可能です。

(算式)

$$\text{税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の25\%相当額} + \text{調整前法人税額の5\%相当額}$$

(4) 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合の特例の見直し

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合を割り増す措置について、その適用期限が2年延長されました（措法42の4②二、⑤二・三）。

(5) 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例の見直し

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額を割り増す措置について、その適用期限が2年延長されました（措法42の4③二、⑥二）。

《用語の意義》

上記(1)から(5)までにおける用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
増減試験研究費割合	増減試験研究費の額（その適用を受ける事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。）のその比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法42の4⑧三）。
比較試験研究費の額	その適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の4⑧五）。
基準年度比売上金額減少割合	その適用を受ける事業年度の売上金額（一定のものに限ります。以下同じです。）が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑧六の二）。
基準年度試験研究費の額	令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費の額をいいます（措法42の4⑧六の三）。
試験研究費割合	その適用を受ける事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑧六）。
平均売上金額	その適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます（措法42の4⑧十一）。

《イメージ図》

上記(1)から(5)までの見直し後の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度における税額控除割合及び税額控除上限額は次のとおりとなります。

○ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

【税額控除割合】

① 試験研究費割合 ≤ 10%			
A	増減試験研究費割合 ≤ 9.4%	$10.145\% - \{(9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175\}$	下限2%
B	増減試験研究費割合 > 9.4%	$10.145\% + \{(\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35\}$	上限14%
C	設立事業年度又は比較試験研究費の額 = 0	8.5%	-
② 試験研究費割合 > 10%		$(A、B \text{又は} C) + \{(A、B \text{又は} C) \times \text{控除割増率(注1)}\}$	

【税額控除上限額】

原則（上乗せ前）		調整前法人税額 × 25%	
上乗せ特例	a	ベンチャー企業特例	調整前法人税額 × 15%
	b	試験研究費割合 > 10%	調整前法人税額 × $\{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2\}$ (注2)
	c	基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額	調整前法人税額 × 5%

重複○
重複○
重複×

○ 中小企業技術基盤強化税制

【税額控除割合】

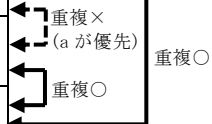
① 試験研究費割合 ≤ 10%			
A	下記B以外	12%	-
B	増減試験研究費割合 > 9.4%	12% + {(増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35}	上限17%
② 試験研究費割合 > 10%		(A又はB) + {(A又はB) × 控除増率(注1)}	上限17%

【税額控除上限額】

原則(上乗せ前)		調整前法人税額 × 25%	
上乗せ 特例	a	増減試験研究費割合 > 9.4%	調整前法人税額 × 10%
	b	試験研究費割合 > 10%	調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2} (注2)
	c	基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ 試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額	調整前法人税額 × 5%

(注1) 控除増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

(注2) {(試験研究費割合 - 10%) × 2} は10%を上限



(6) 制度の対象となる試験研究費の額の見直し

本制度の対象となる試験研究費の額について、次のとおり見直されました(措法42の4⑧一)。

- イ 試験研究のために要する費用の額で研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除きます。)の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産(試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除きます。)となる費用の額が追加されました。
- ロ 上記イの見直しに伴い、売上原価等の原価の額並びに上記イの固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額が除外されました。また、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外されました。

(7) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の改正が行われました。

- イ 対象となる特別試験研究費の額に、国立大学、大学共同利用機関、公立大学及び国立研究開発法人の外部化法人との共同研究並びにこれらの法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が追加され、その税額控除割合が25%とされました(措法42の4⑦二、措令27の4①②④・十一、措規20②①~②③④)。
 - ロ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究(中小企業者等が行うものは除きます。)について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定されました(措規20②⑧二、②⑧二)。
 - ハ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定されました(措令27の4⑦九)。
- (イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
 - (ロ) 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいいます。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9)。

〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕(1)から(6)までについては、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則43)。
- (2) 〔改正の内容〕(7)イについては、令和3年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用され、同日前に支出した試験研究費の額については、従来どおり適用されます(改正措令附則17④)。
- (3) 〔改正の内容〕(7)ロ及びハについては、令和3年4月1日以後に締結する契約又は協定に基づいて行われる試験研究について適用され、同日前に締結した契約又は協定に基づいて行われる試験研究については、従来どおり適用されます(改正措令附則17⑤、改正措規附則10⑤⑥)。

2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度《旧：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度》の整備

〔改正の内容〕

(1) 人材確保等促進税制

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(注1)において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象新規雇用者給与等支給額(注2)の15%(次の《上乗せ要件》を満たす場合には、20%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の5①)。

《要件》

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

《上乗せ要件》

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

(注1) 設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています(措法42の12の5①、措令27の12の5①)。

(2) 中小企業者等における所得拡大促進税制

中小企業者等が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(注1)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額(注2)の15%(次の《上乗せ要件》イ及びロを満たす場合には、25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の5②)。

《要件》

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《上乗せ要件》

イ
$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

□ 次の要件のいずれかを満たすこと

(イ)
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

- (ロ) その中小企業者等が、その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること

(注1) 上記(1)の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています（措法42の12の5②、措令27の12の5②）。

《用語の意義》

上記(1)及び(2)における用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
国内新規雇用者	法人の国内雇用者のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿にその国内雇用者の氏名が記載された日から1年を経過していないもの（その法人の国内雇用者となる直前にその法人又はその法人との間に支配関係がある法人の役員又は使用人であった一定の者等を除きます。）をいいます（措法42の12の5③二、措令27の12の5③④、措規20の10②③）。
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。）のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます（措法42の12の5③九、措令27の12の5⑦⑧）。
控除対象新規雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を含みます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）のうち調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額をいいます（措法42の12の5③四）。
調整雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額（その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額となります。）から比較雇用者給与等支給額（その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額となります。）を控除した金額をいいます（措法42の12の5③四）。
雇用安定助成金額	国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法42の12の5③四イ）。
新規雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものに限り、以下同じです。）に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③五）。
新規雇用者比較給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③六）。
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます（措法42の12の5③七）。
比較教育訓練費の額	法人の各事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます（措法42の12の5③八）。
雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③十）。
比較雇用者給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③十一）。
控除対象雇用者給与等支給増加額	中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額となります。）をいいます（措法42の12の5③十二）。

《イメージ図》

上記(1)及び(2)の見直し後の本制度の適用要件及び税額控除限度額は次のとおりとなります。

人材確保等促進税制	適用要件	<ul style="list-style-type: none"> $\frac{\text{新規雇用者給与等支給額（注1）} - \text{新規雇用者比較給与等支給額（注1）}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額（注1）}} \geq 2\%$ 《上乗せ要件》 $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$
	税額控除限度額	税額控除限度額（調整前） ・法人税額の20%を上限） $= \frac{\text{控除対象新規雇用者給与等支給額（注2）}}{\text{雇用者給与等支給額（注2）}} \times \frac{\text{比較雇用者給与等支給額（注2）}}{\text{雇用者給与等支給額（注2）}} \times 15\% \text{（上乗せ要件を満たす場合には } 20\% \text{）}$
中小企業者等における所得拡大促進税制	適用要件	<ul style="list-style-type: none"> $\frac{\text{雇用者給与等支給額（注1）} - \text{比較雇用者給与等支給額（注1）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（注1）}} \geq 1.5\%$ 《上乗せ要件》 $\frac{\text{雇用者給与等支給額（注1）} - \text{比較雇用者給与等支給額（注1）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（注1）}} \geq 2.5\%$ 次のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$ 経営力向上について一定の証明がされたものであること
	税額控除限度額	税額控除限度額（調整前） ・法人税額の20%を上限） $= \frac{\text{控除対象雇用者給与等支給増加額（注1）}}{\text{雇用者給与等支給増加額（注2）}} \times \frac{\text{比較雇用者給与等支給額（注2）}}{\text{雇用者給与等支給増加額（注2）}} \times 15\% \text{（上乗せ要件を満たす場合には } 25\% \text{）}$

（注1） 雇用安定助成金額がある場合でも、雇用安定助成金額を控除しないで計算します。

（注2） 雇用安定助成金額がある場合には、雇用安定助成金額を控除して計算します。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の6）。

〔適用時期〕

令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則43）。

3 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制（情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設

〔創設された制度の概要〕

① 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、改正産業競争力強化法の施行の日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応（①及び②において「情報技術事業適応」といいます。）の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限りません。以下同じです。）を支出する場合において、情報技術事業適応設備の取得又は製作をし、国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7①④）。

- イ 情報技術事業適応設備の取得価額（注1）の30%相当額の特別償却
- ロ 情報技術事業適応設備の取得価額（注1）の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを用に供する情報技術事業適応設備については、5%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

② 事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

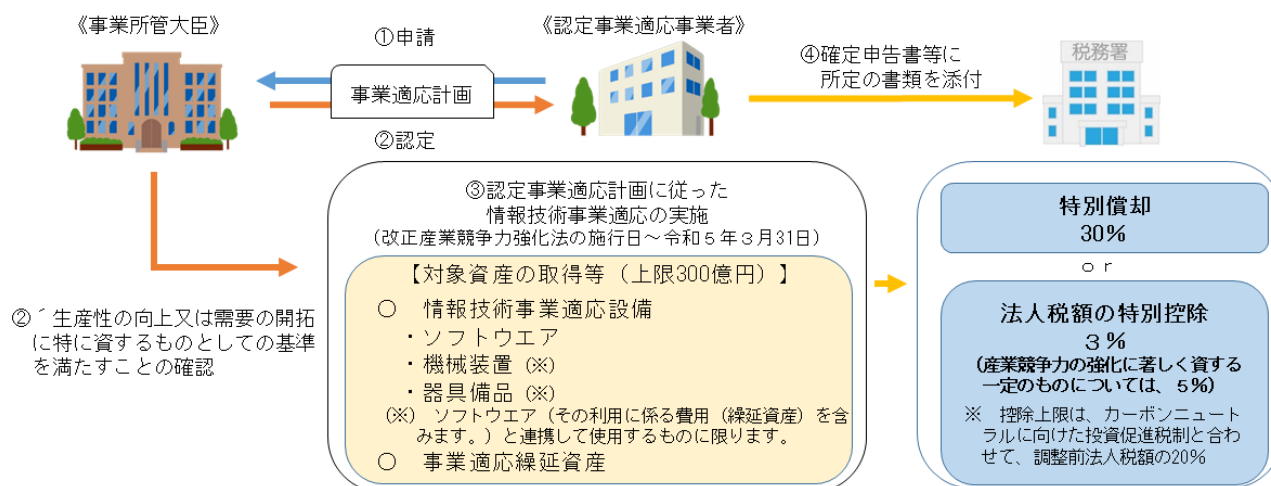
青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7②⑤）。

- イ 事業適応繰延資産の額（注1）の30%相当額の特別償却
- ロ 事業適応繰延資産の額（注1）の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、5%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

（注1） 情報技術事業適応設備の取得価額及び事業適応繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円が上限とされています（措法42の12の7①②④⑤）。

（注2） 法人税額の特別控除の控除上限は、上記①、②及び「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（9ページ）」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額とされています（措法42の12の7④～⑥）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者である法人です（措法42の12の7①②④⑤）。

（注） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画（産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいいます。）に従って実施される情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限り、以下「情報技術事業適応」といいます。）を行う同法第21条の28第2項に規定する認定事業適応事業者をいいます。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、次の情報技術事業適応設備（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、）又は事業適応繰延資産です。

イ 情報技術事業適応設備

認定事業適応事業者が、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合における、その特定ソフトウェア並びにこれらのソフトウェア

とともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究の用に供される一定の資産を除きます。）をいいます（措法42の12の7①④、措令27の12の7①）。

ロ 事業適応繰延資産

認定事業適応事業者が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合における、その支出した費用に係る繰延資産をいいます（措法42の12の7②⑤）。

(3) 供用年度又は支出年度

イ 供用年度とは、情報技術事業適応設備を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7①）。

ロ 支出年度とは、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7②）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています（措法42の12の7①②）。

(算式)

イ 情報技術事業適応設備の取得価額及び事業適応繰延資産の額の合計額（以下「対象資産合計額」といいます。）が300億円以下の場合

$$\text{特別償却限度額} = \begin{array}{l} \text{情報技術事業適応設備の取得価額} \\ \text{又は事業適応繰延資産の額} \end{array} \times 30\%$$

ロ 対象資産合計額が300億円を超える場合

$$\text{特別償却限度額} = 300 \text{ 億円} \times \frac{\text{情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額}}{\text{対象資産合計額}} \times 30\%$$

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています（措法42の12の7④⑤）。

(算式)

イ 対象資産合計額が300億円以下の場合

$$\text{税額控除限度額（調整前法人税額の20\%（注1）を上限）} = \begin{array}{l} \text{情報技術事業適応設備の取得価額} \\ \text{又は事業適応繰延資産の額} \end{array} \times \begin{array}{l} 3\% \text{（一定の場合）} \\ \text{（注2）には5\%} \end{array}$$

ロ 対象資産合計額が300億円を超える場合

$$\text{税額控除限度額（調整前法人税額の20\%（注1）を上限）} = 300 \text{ 億円} \times \frac{\text{情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額}}{\text{対象資産合計額}} \times \begin{array}{l} 3\% \text{（一定の場合）} \\ \text{（注2）には5\%} \end{array}$$

(注1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除、事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の法人税額の特別控除及び生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額が上限とされています（措法42の12の7④～⑥）。

(注2) 一定の場合とは、情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第2条第1項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣の確認を受けたものの用に供する情報技術事業適応設備に該当する場合又はその確認を受けた情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産に該当する場合をいいます（措法42の12の7④⑤、措令27の12の7②）。

(6) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等（次のロについては、本制度により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合（措法42の12の7⑧）

情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）、別表十六（二）又は別表十六（六）及び特別償却の付表）及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合（措法42の12の7⑨）

情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書（別表六（三十二））並びに財務省令で定める書類

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の7）。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設

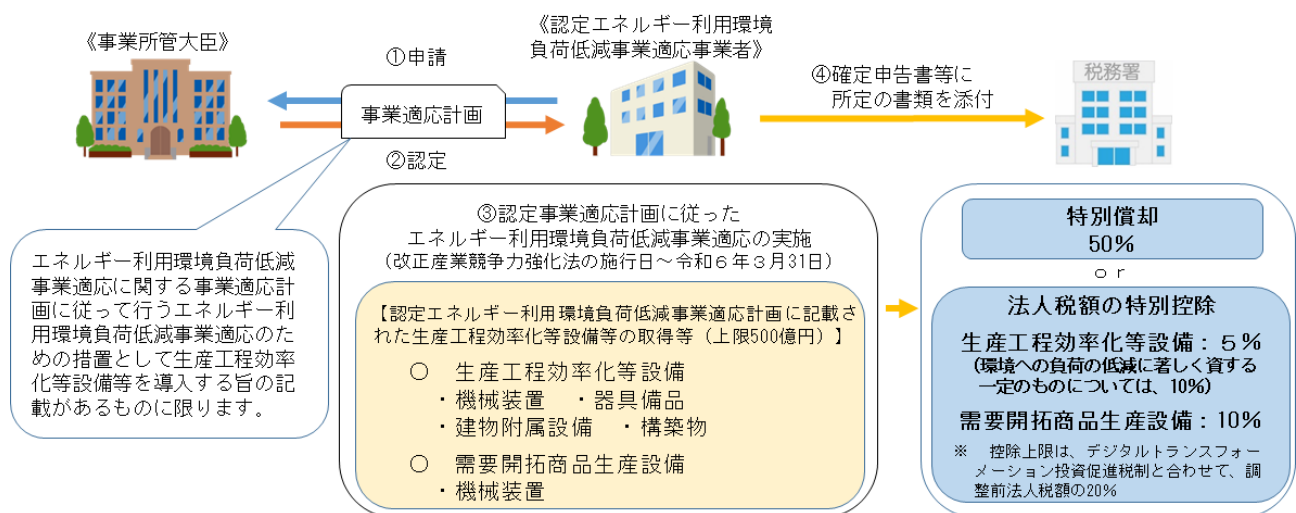
〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得又は製作若しくは建設をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7③⑥）。

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額（注1）の50%相当額の特別償却

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額（注1）の5%（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、10%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

《イメージ図》



- (注1) 生産工程効率化等設備等の取得価額のうち本制度の対象となる金額は 500 億円が上限とされています (措法42の12の7③)。
- (注2) 法人税額の特別控除の控除上限は、「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制 (6 ページ)」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額とされています (措法42の12の7④~⑥)。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者である法人です (措法42の12の7③⑥)。

(注) 認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者とは、産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事業者のうち、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画 (同条第2項に規定する認定事業適応計画のうち、同法第21条の13第2項第3号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものをいいます。以下同じです。) にその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものをいいます。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等 (産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第14項に規定する需要開拓商品生産設備をいいます。) でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです (措法42の12の7③⑥)。

(3) 供用年度

供用年度とは、生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます (措法42の12の7①)。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています (措法42の12の7③)。

(算 式)

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が 500 億円以下の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{生産工程効率化等設備等の取得価額} \times 50\%$$

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が 500 億円を超える場合

$$\text{特別償却限度額} = 500 \text{ 億円} \times \frac{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額}}{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}} \times 50\%$$

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています (措法42の12の7⑥)。

(算 式)

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が 500 億円以下の場合

$$\text{税額控除限度額 (調整前法人税額の 20\% (注1) を上限)} = \text{生産工程効率化等設備等の取得価額} \times \begin{matrix} 5\% \text{ (一定の場合} \\ \text{(注2) には 10\%)} \end{matrix}$$

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が 500 億円を超える場合

$$\text{税額控除限度額 (調整前法人税額の 20\% (注1) を上限)} = 500 \text{ 億円} \times \frac{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額}}{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}} \times \begin{matrix} 5\% \text{ (一定の場合} \\ \text{(注2) には 10\%)} \end{matrix}$$

- (注1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除、事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の法人税額の特別控除及び生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額が上限とされています(措法42の12の7④～⑥)。
- (注2) 一定の場合とは、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに該当する場合又は需要開拓商品生産設備に該当する場合をいいます(措法42の12の7⑥、措令27の12の7③)。

(6) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等(次のロについては、本制度により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。)に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合(措法42の12の7⑧)

生産工程効率化等設備等の償却限度額の計算に関する明細書(別表十六(一)又は別表十六(二)及び特別償却の付表)及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合(措法42の12の7⑨)

生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書(別表六(三十二))並びに財務省令で定める書類

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の7)。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます(改正法附則1十)。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

5 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中小企業者等の法人税率の特例(措令27の3の2、改正措令附則1九) (措法42の3の2①②、68の8①②)	○ 本制度の対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。 ○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。 —
(2) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、改正法附則44、60、改正措規附則11)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等及び同日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律の計画の認定又は一定の確認を受けた法人が同日から令4.3.31までの間に取得等をする高度省エネルギー増進設備等については、従来どおり適用されます。
(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の6①、68の11①、措令27の6⑦、39の41③、改正法附則45、61、改正措令附則18、25) (措法42の6①、68の11①、旧措令27の6①、39の41①、改正法附則45、61)	○ 対象となる法人に商店街振興組合が追加され、特定中小企業者等に該当することとされました。 ○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。	令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした特定機械装置等については、従来どおり適用されます。 同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法42の6①、68の11①、措令27の6④、39の41②、改正法附則45、61)	○ 対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものが除外されました。	同上
(措規20の3⑤、改正措規附則12)	○ 対象となる指定事業に次の事業が追加されました。 イ 不動産業 ロ 物品賃貸業 ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。)	同上
(措法42の6①、68の11①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (措法42の9①、68の13①、改正法附則46①、62)	○ 対象資産のうち5G情報通信システムに該当するものがその法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限定されました。	令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。
(措令27の9⑥～⑧、改正措令附則19)	○ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象事業からこん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました。	同上
(措令27の9⑨⑩、改正措令附則19)	○ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象事業からこん包業が除外されました。	同上
(措法42の9①、68の13①、措令27の9①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(5) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の11の2①、68の14の3①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(6) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (旧措法42の12の3、68の15の4、旧措令27の12の3、39の45の4、旧措規20の8、22の30、改正法附則47、63)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。
(7) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の12の4①、68の15の5①、改正法附則48、64)	○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。	令3.4.1以後に取得等をする特定経営力向上設備等について適用され、同日前に取得等をした特定経営力向上設備等については、従来どおり適用されます。
(措法42の12の4①、68の15の5①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 法人税の額から控除される特別控除額の特例 (措法42の13⑥、68の15の8⑥、改正法附則1十、49、65)	○ 特定税額控除規定を不適用とする措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 特定税額控除規定に、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る規定(措法42の12の7④～⑥)が追加されました。	改正産業競争力強化法の施行の日から適用されます。
(措法42の13⑥一、68の15の8⑥一、改正法附則43)	ロ 継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを控除しないこととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(措法42の13⑥、68の15の8⑥)	ハ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	—
(9) 特定船舶の特別償却(旧:特定設備等の特別償却) (旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①②、39の49①②、改正法附則50①、66①)	○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置が廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした再生可能エネルギー発電設備等については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令28②、39の49②、改正措令附則21①、27①)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、令3国土交通省告示第315号)</p> <p>(措法43①、68の16①)</p>	<p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象資産から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものが除外されました。</p> <p>ロ 事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件が見直されました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定船舶について適用され、同日前に取得等をした特定船舶については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>—</p>
<p>(10) 被災代替資産等の特別償却 (措法43の3②、68の18②、改正法附則50②、66②)</p>	<p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 (措令28の4①一、改正措令附則21②)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p>	<p>○ 施設規模要件が3億5,000万円以上(改正前:3億円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(12) 特定事業継続力強化設備等の特別償却 (措法44の2①、68の20①、改正法附則50③、66③)</p> <p>(措法44の2①、68の20①、改正法附則50③、66③)</p> <p>(措法44の2①、68の20①)</p> <p>(措法44の2②、68の20②、改正法附則50③、66③)</p>	<p>○ 対象法人が中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号)の施行の日(令和元年7月16日)から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とされ、対象資産がその認定を受けた日から1年以内に、取得等をして、事業の用に供する資産とされました。</p> <p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p> <p>○ 対象資産に機械装置及び器具備品の部分について行う改良又は機械装置及び器具備品の移転のための工事の施行に伴って取得等をする資産が追加されました。</p> <p>○ 令和5年4月1日以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等の特別償却率が18%(改正前:20%)に引き下げられました。</p> <p>○ 対象資産から特定事業継続力強化設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をした資産が除外されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用され、同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用され、同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 共同利用施設の特別償却 (措令28の6、39の53、改正措令附則21③、27②)</p> <p>(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 共同利用施設の取得価額要件が400万円以上(改正前:200万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(14) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (旧措法45①表一、68の27①、措法45②表一、68の27②表一、旧措令28の9①一・②一・③～⑤、措令28の9④一・④～⑬、39の56②一・⑤、改正法附則50⑤、66⑤、改正措令附則21④、27③)</p>	<p>○ 過疎地域に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日(令和3年4月1日)から令和6年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、同法の過疎地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業等の一定の事業の用に供する一定の機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合には、5年間普通償却限度額の32%(建物等及び構築物については、48%)の割増償却ができる措置に改組されました。</p>	<p>令3.12.31以前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措令28の9②一、改正措令附則21⑤)	○ 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額が法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とされました。	令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。
(措令28の9①一～四)	ロ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(措法45①、68の27①、改正法附則50⑥、66⑥)	ハ 沖縄の離島に係る措置を除き、対象資産のうち5G情報通信システムに該当するものがその法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限定されました。	令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。
(措令28の9③～⑤、改正措令附則21⑥)	ニ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象事業からこん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました。	同上
(措令28の9⑥⑦、改正措令附則21⑥)	ホ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象事業からこん包業が除外されました。	同上
(措令28の9②一、39の56⑤一、改正措令附則21⑤、27④)	○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額が法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とされました。	令3.4.1以後に取得等をする産業振興機械等について適用され、同日前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。
(措法45②、68の27②、措令28の9⑨)	ロ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(旧措法45②表四、68の27②表四、旧措令28の9⑫四・⑬⑭④・⑲～⑳、39の56②四・③④④・⑧～⑩、旧措規20の16⑥⑧、22の37、改正法附則50⑧、66⑦、改正措令附則21⑦、27⑤、改正措規附則13、15)	○ 振興山村に係る措置が廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。
(15) 医療用機器等の特別償却 (措令28の10②一、改正措令附則21⑧、平31厚生労働省告示第151号、令3厚生労働省告示第160号)	○ 医療用機器に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置が講じられました。	令3.4.1以後に取得等をする医療用機器について適用され、同日前に取得等をした医療用機器については、従来どおり適用されます。
(平21厚生労働省告示第248号、令3厚生労働省告示第161号)	ロ 対象機器の見直しが行われました。	令3.4.1から施行されます。
(措法45の2①～③、68の29①～③)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(16) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (措法46の2①、68の33①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(17) 特定都市再生建築物の割増償却 (措法47①、68の35①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(18) 特別償却等に関する複数の規定の不適用 (措法53②、68の42②、改正法附則43)	○ 法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額について同制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、他の特別償却又は特別税額控除に関する規定の適用がないこととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。